袖ケ浦市営住宅長寿命化計画と
袖ケ浦市営住宅管理運営方針（案）との比較

１　概要

袖ケ浦市の市営住宅は令和８年１０月現在で３団地あり「袖ケ浦市営住宅長寿命化計画」に基づき運用しています。本計画では、市営住宅上蔵波団地及び飯富団地の計画修繕を行うことで延命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ってきました。

今後、市営住宅の一層の老朽化や住宅需要の動向を踏まえ、袖ケ浦市公共施設等総合管理計画に則し、県営住宅や民間代替施設の活用を図るなどした上で、本計画に基づき行ってきた上蔵波団地及び飯富団地の計画修繕に替えて、将来の用途廃止に向けて個別修繕にシフトする必要があります。このことから、「袖ケ浦市営住宅長寿命化計画」を廃止し、「袖ケ浦市営住宅管理運営方針（案)」を策定することとしました。

なお、神納谷団地は、令和８年度に入居者が全て退去したことから用途廃止を行うため、本方針の対象施設から除きます。

２　比較

（１）対象期間

袖ケ浦市営住宅 長寿命化計画	袖ケ浦市営住宅 管理運営方針（案）
令和３年度から 令和１２年度まで	令和９年度から 令和３２年度まで

（２）運用方針

対　　象	袖ケ浦市営住宅長寿命化計画	袖ケ浦市営住宅管理運営方針（案）
神納谷団地	・令和７年度までに退去完了後、用途廃止	【対象としない】 （・令和８年度に退去完了したため用途廃止）
上蔵波団地	・令和３２年度までに用途廃止 ・入居募集（通常募集） ・計画修繕、個別修繕 ・２－３１号室利用可	・令和３２年度までに用途廃止 ・入居募集は原則停止 ・個別修繕 ・２－３１号室利用不可
飯富団地	・令和３２年度までに用途廃止 ・入居募集（通常募集） ・計画修繕、個別修繕	・令和３２年度までに用途廃止 ・入居募集は原則停止 ・個別修繕